

ケアプラン「あすか」指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援 重要事項説明書

ケアプラン「あすか」指定居宅介護支援事業所の居宅介護支援の提供に関して説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	ケアプラン「あすか」
所 在 地	島田市中河町326-1
電 話 番 号	0547-33-2111 (代)
法人種別・名称	社会福祉法人「島田福祉の杜」
代 表 者 名	理事長 レシャード カレッド
管 理 者 名	山田 恵
介護保険事業所番号	2275400196
指 定 年 月 日	平成15年8月14日
通常のサービス提供区分	島田市

(2) 職員の体制

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管 理 者	1	常勤兼務 1人	主任介護支援専門員 介護福祉士及び社会福祉士
介護支援専門員	2	常勤専任 2人	介護福祉士

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分 特定事業所加算を算定しているため、緊急時等は24時間の相談受付が可能です。 090-7431-9199(24時間対応)

2. 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	・あなたの希望により申請代行します。
介護支援専門員一人あたりの担当件数	・一人あたり平均35件以内で担当します。

項 目	内 容 ・ 方 法 等
居宅サービス計画の作成	・ あなた及びその家族の希望を尊重して原案を作成し、文書による同意を得た上で、計画を確定します。 ・ 計画作成にあたっては、公正中立を旨とします。
計画原案作成上の留意点	・ 各サービス担当者の意見聴取と医療サービス、主治医の意見聴取、指示に留意します。
計 画 作 成 後 の 管 理	・ 運営基準にのっとり、毎月の訪問により計画作成後の経過を把握して評価し、計画変更が必要な時も速やかに対応します。
介護保険施設等への紹介	・ 居宅における日常生活が困難になったときは、速やかに施設等への入所、入院に配慮します。
計画作成に係る情報提供申請についての同意	・ 関係行政機関に情報提供に係る申請書提出に同意ねがいます。
公正中立なケアマネジメントの確保	・ 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能です。 ・ 居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容
プライバシーの遵守	・ あなた及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約後も第三者に漏らしません。
身分証明書の携行	・ 介護支援専門員は常に身分証明証を携行し、初回訪問時及び利用者家族から求められたときはいつでも提示します。
介護支援専門員の変更	・ あなたに不測の損害を与えたとき、その他必要と認めたときは、担当者を変更できます。
事業者の解除権	・ 事業者は、利用者の著しい背信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、契約を解除することができます。
カスタマーハラスメントへの対応について	・ 当事業所に対して外部の皆様からご意見やご質問を受けた場合、真摯に拝聴し必要に応じた対応を行います。しかし、それらのご意見やご質問を妥当性に照らして手段・態様が社会通念上不当でその結果職員の就業環境を害すると判断した場合、関係機関と連携し厳格に対処致します。

3. 利用料等

項 目	内 容
1. 居宅サービス計画作成に関する費用	・ 全額介護保険で負担されますのであなたの負担はありません。ただし、償還払いをする旨の記載がある場合は、この限りではありません。※別表1
2. 通常の実施区域(島田市)外に訪問調査等を行う場合の交通費	・ 交通費として1kmあたり20円を徴収します。

注一 上記料金については、厚生労働省令等の改正により変更する場合があります。

4. 居宅サービス計画費償還払いの手続き方法

あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（サービスを償還払いする旨の記載）があったときは、1ヵ月につき要介護度に応じて別表1の全額をいただきます。この場合、当事業者がサービス提供証明書を発行しますので、この証書を後日、あなたがお住まいの市町役場の担当窓口へ提出して払い戻しを受けて下さい。

5. 当事業所の運営方針

- (1) あなたが、その居宅において可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように配慮します。
- (2) あなたの心身の状況や家庭の環境に応じた適切な保健・福祉・医療サービスが率的に提供されるよう配慮して事業を行います。
- (3) あなたの意志や人権を尊重し、常にあなたの立場に立った居宅サービスが公正中立に提供できるよう配慮します。
- (4) 行政、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療施設、及び居宅サービス事業者等との連絡調整に努めます。
- (5) 感染症及びまん延防止の為、対策を検討して職員に周知し、研修・訓練を定期的実施します。
- (6) 感染症や非常災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供される体制を構築するため、事業の早期再開・継続に向けた計画等の策定、研修・訓練を実施します。
- (7) 居宅介護における虐待の発生、または再発を防止するため、虐待防止の為の対策検討委員会・研修を定期的開催し、周知します。また、指針の整備を図ります。

6. サービスに関する相談や虐待・苦情申出の窓口

ケアプラン「あすか」 指定居宅介護支援事業所	電話番号	0547-33-2111
	緊急連絡先	090-7431-9199（24時間対応）
	F A X	0547-33-2110
	担当者	山田 恵
	利用時間	8：30～17：30
島田市長寿介護課 相談窓口	所在地	島田市中央町1番の1
	電話番号	0547-34-3294
	F A X	0547-37-8200
	利用時間	8：30～17：00
静岡県国民健康保険 団体連合会（国保連） 相談窓口	所在地	静岡市葵区春日2丁目4-34
	電話番号	054-253-5590
	F A X	054-251-3445
	利用時間	8：30～17：00

別表 1

○居宅介護支援費

要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円

○初回加算 (最初の1月につき +3,063円)

○特定事業所加算Ⅲ (1月につき+3,297円)

○入院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ (1月につきⅠ: +2,042円 Ⅱ: +1,531円)

○退院退所加算

- ・退院退所加算(Ⅰ)イ (1月につき+4,594円)
- ・退院退所加算(Ⅰ)ロ (1月につき+6,126円)
- ・退院退所加算(Ⅱ)イ (1月につき+6,126円)
- ・退院退所加算(Ⅱ)ロ (1月につき+7,657円)
- ・退院退所加算(Ⅲ) (1月につき+9,189円)

○緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月につき2回を限度+2,042円/回)

○ターミナルケアマネジメント加算 (1月につき+4,084円)

○処遇改善加算 (2.1%)

説明者：職種 介護支援専門員 氏名

重要事項説明書に関する同意欄

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

利用者の家族

住所

氏名 印

続柄